



長野県報

9月2日(月)
令和元年
(2019年)
第35号

目 次

告 示

土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定の解除（2件）（砂防課）	1
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定の解除（2件）（砂防課）	1
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	2
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	2

公 告

保安林の皆伐面積の限度（森林づくり推進課）	2
土地改良区役員の就退任の届出（農地整備課）	3

告 示

長野県告示第173号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定を解除します。

令和元年9月2日

長野県知事 阿部守一

1 指定を解除する区域の名称

鵜山1

2 指定を解除する区域

北安曇郡池田町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県犀川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

相道寺3

2 一部について指定を解除する区域

北安曇郡池田町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県犀川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第175号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域について指定を解除します。

令和元年9月2日

長野県知事 阿部守一

1 指定を解除する区域の名称

大林-2

2 指定を解除する区域

東筑摩郡生坂村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県犀川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第174号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の一部について指定を解除します。

令和元年9月2日

長野県知事 阿部守一

1 一部について指定を解除する区域の名称

長野県告示第176号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の一部について指定を解除します。

令和元年9月2日

長野県知事 阿部守一

1 一部について指定を解除する区域の名称

柄沢

2 一部について指定を解除する区域

大町市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県犀川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県安曇野建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和元年9月20日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県安曇野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和元年9月2日

長野県安曇野建設事務所長 飯森正敏

1 道路の種類 県道

2 路線名 有明大町線

3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
安曇野市穂高有明7555番の2地先から 北安曇郡松川村4720番の2地先まで	旧	m 10.0～15.5	km 0.6272
同上	新	10.0～15.5 11.2～27.0	0.6272 0.5800

道路管理課

長野県北信建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和元年9月20日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和元年9月2日

長野県北信建設事務所長 丸山進

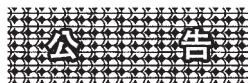
1 路線名 宮村湯田中停車場線

2 供用を開始する区間

下高井郡山ノ内町大字寒沢776番の2地先から
下高井郡山ノ内町大字寒沢521番の1地先まで

3 供用を開始する期日 令和元年9月2日

道路管理課

**公告**

令和元年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりです。

令和元年9月2日

長野県知事 阿部守一

同一の単位とされる保安林の所在地	保安林の種類	皆伐面積の限度
千曲川上流（南佐久郡、北佐久郡、小諸市、佐久市）	水源かん養保安林 干害防備保安林 土砂流出防備保安林	ha 2,068.30 86.43
千曲川中流（小県郡、上田市、東御市）	水源かん養保安林 干害防備保安林 土砂流出防備保安林	1,429.99 60.76
千曲川下流（埴科郡、上高井郡、下高井郡、上水内郡、下水内郡、長野市、須坂市、中野市、飯山市、千曲市）	水源かん養保安林 干害防備保安林 土砂流出防備保安林	1,963.79 333.51
天竜川上流（諏訪郡、上伊那郡、岡谷市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市）	水源かん養保安林 干害防備保安林 土砂流出防備保安林	2,246.79 584.06
天竜川中流（下伊那郡、飯田市）	水源かん養保安林 干害防備保安林 土砂流出防備保安林	3,208.23 881.07
木曾谷（木曾郡）	水源かん養保安林 干害防備保安林 土砂流出防備保安林	3,297.51 274.73
中部山岳南部（東筑摩郡、松本市、塩尻市、安曇野市）	水源かん養保安林 干害防備保安林 土砂流出防備保安林	2,212.97 783.14
中部山岳北部（北安曇郡のうち池田町、松川村、大町市）	水源かん養保安林 干害防備保安林 土砂流出防備保安林	219.36 119.01
姫川（北安曇郡のうち白馬村及び小谷村）	水源かん養保安林 干害防備保安林 土砂流出防備保安林	348.90 76.40
諏訪郡富士見町立沢字稗ノ底4048 ハの27ほか4筆	防風保安林	0.08
諏訪郡富士見町境字甲六110の1 ほか6筆	防風保安林	0.16
下伊那郡平谷村字合川403の19	防風保安林	0.08
下伊那郡根羽村字ブナ立3370の22 ほか1筆	防風保安林	0.04
北佐久郡立科町大字芦田八ヶ野字 八ヶ野709ほか3字10筆	保健保安林	6.90
上田市下之郷字紅平816の2ほか1 大字1字10筆	保健保安林	3.82
上伊那郡辰野町大字澤底字穴山 1361の16ほか6筆	保健保安林	3.94